

4月5日(第2回目)								
1. 会議並びに開会時刻(午前1時30分至午後5時30分)								
2. 出席議員は次の通りである								
議席代	本名	議席代	本名	議席代	本名	議席代	本名	議席代
1番	仲村春云	9番	米須清祐	15番	天久盛雄			
4番	庄喜良眞	10番	仲本立庵	16番	瀧山伸太郎			
5番	中山勝豊	11番	荒城清男	17番	安次富盛信			
6番	安室良輔	12番	中里幸助	18番	稻葉盛三			
7番	崎向健郎	13番	松本利道	19番	宮里敏行			
8番	知花太次	14番	山本朝徳					
3. 文部省議員はなし								
4. 市町村自治法第61条の規定により、説明のために出席した者は次の通りである								
村長仲村春勝 助役吳屋莫徳 収入役仲村春松 総務課長松川正義 財政課長瀧山全專 経済課長澤山正一 建設課長桑江彦復 水道課長栗原半蔵								
5. 本會議書記は次の通りである								
書記長 松川正義 書記 佐屋義 伊佐云義								
6. 議事日程は次の通りである								
日程① 議案第1号 1962年度立野湾村支出額更正予算 2月12日 2								
日程② 議案第6号 立野湾村立野湾平に対する予算 2月12日 2								
日程③ 決議案第2号 立野湾村の市昇格実現方陳 2月12日 2								

7	會議の顛末 4月5日(第2回目)
副議長	出席14名であります よって議會開き致しますので、只今 より會議を開きます。(午前11時35分)
1.	日程第1 議案件件 1.962年度宜野湾村入出港附加費 予算(2件)を上掲致します。審議官 大久保 雄三 書記を以て詳説せられました。審議官 岩山 順一郎 暫休憩致します(午前11時45分) 審議官 岩山 順一郎
2.	雨風致します(午前11時50分) 審議官 岩山 順一郎 提案者説明を求めます。審議官 岩山 順一郎 助役 3款。消防費につきて 政府の半額補助を受けて水栓 付消防ポンプ自動車を購入したい。
3.	4款の土木費につきて 佐良下地区内排水工事が執行不 能に陥ったので減額になり、その代りに赤道地区内農道復 旧工事、又大歩地内農道各復旧工事が追加になります。 尚存羊頭等につきては、貯金の成績はあつたが、 と思ひおこすまでに重く御審議の程をお願い 致します。
4.	副議長 貨題に入ります。(西田) 1962年度 5. 番号入りの9款4項目預金利息12月1日、赤田まで12月1日 で、600円増加する理由は、年12月1日 6. 支出の土木費の1日、嘉数地区内復旧工事12月1日、2日 12月3日積み替理由について、年12月1日 7. 土木費の4日、佐良下の排水工事の不用12月1日、年12 月1日で説明を求める。

助役農協と銀行への手帳利子で、3月の実績を勘定して
 6月末日までの分を計上してある。ほんとうにあります。安値
 3回目の更正は2月で計上すべきものを、1月に計上し
 て算出したので、事務上のミスで、今間2月に改訂しました
 が、真下の排水工事については、当初政府の見積りでは、3万
 両の設計であったが、1万両以上、政府事業には、軍の認可
 が必要であるため、軍に其の事情を説明したが、
 田代で許可するが、どうか分り難い」と、經濟局から説明
 がありました。

行政村では、必ず実施しなければ出来ないものとして、
 継続事業として幾つかの工事には出来ないところにて、
 年計画にて実施せたところは、木村さんも済みました。
 早急に着手するよりか頗るしておこなひたが、実施の
 障、政府が実測山おとしく前、木村さんは施行にも
 かかるといふが、地主の済みますかの問題で、なかなか
 今から調整してからは遅いので、それに代りて、當初小
 中校の通学道路をもううと思つてもらつたが、それも出来
 まい。又浮知の道路神修工事も済みました。墓地
 の開墾が調整が出来ず、最後に赤道の道路をすり
 こむだけだ。これで、まだ1月未満のものは

8番 予算を組み場合、個人有地で、地主の
 済みますかの問題で、用意下に設計変更等を色々なことで
 工事が滞れたものが多くあり、担当局に注意
 をうけられたが、まずそり方法としては、当局が計画

せいで前に地主の承認書を取つたうえでやつもよいものとて
従来の考え方であれば、予算は大きな数字のくじが生じて計画
性がなくなります。又佐賀下の場合、實際問題にて地主
が反対したうえで、執行されず、間に済みます。
それと関連致しますが、現在の農業小学校の通学道路
も予算化されていますが、未だに執行出来ないが、これは地主と
の調整が出来なかつたと聞けています。

助役 二ヶ月につづいては、二種類の問題ではなく、又予算をオーバー
するうえでありますので、係とも話し合つてあります。
本年度は於いて精々と事業はあります。予算が範囲内では
執行出来ないのと、理政院にはあります。どちらも地主の
賃借は出来ないで、それを聞いて詳しく説明してあります。
又今後の問題として、8番目の御意見の通りに
予算化する前に、どうか参考をなされば古事記と思ふ。

8番 佐賀下の排水は最初にどの辺から、分水口で流れ上りた場合、
課題は土地問題が大きいので、旧果道の地下もお
じゅうやくあれば、問題とはがくはな方法で執行出来ると、
又政府とかも、二つを認めていたのかそれであります。
聞くところによると、今田の政府では、地下がなむ
土面から排水を引くんだと言つておつたって、地主が反
対したと言うことを聞いてあります。それが事実かどうか
助役 地上から通すと云つてはいけません、しかし地形上
かうすると、最後の水屋高川の折は、盛土にならであります
の下、もう1つもまた附近は地上に排水を行ひたは出来ない。

	の見解であります。運営費は取扱うものではありません。
	その外、並行にあります水路を計画して測量もやされたのであります。文書裏面の写真は測量結果とてあります。
13 番	大山地内の工事は当初予算でも、今必要性を認めています。内閣小内閣も赤道地内の工事の必要性は認められました。又並行沖村の基本施設は既に工事に対する計画と順位が定めましたが、赤道の場合は順位は何番位ですか。
助 役	赤道地内の工事は政府の耕地開拓が主であり、政府がそれを認めてもらつたから、全國執行する様子になります。
13 番	軍の補助を得て大作ัวへ管で奥美原地域内排水施設を設けられました。今は木村の計画を立ててあります。
助 役	奥美不ではなく佐道下の方であります。飛行場内にあります。十キ基地の水が理由で佐道下の川が下流で流れました。
8 番	それで佐道下の浸水が倍に多くなっています。そこで河川工事局が軍に接渉いたしました。南北の方から奥美不まで排水を軍が直接やってきました。おまけに河川工事局が本を立てる。
17 番	赤道地内の政府補助については、今は建設局が主です。又建設局の開拓が行われます。
助 役	政府補助の場合、排水の方は区別は難しいが、大体農道の方面が経済面で、道路が建設局であります。事業費は建設局が赤道・佐道下の方は、経済局で、大山の方は建設局の様子であります。
17 番	政府が飛行場に各町村の工事申請の手続を始めたところです。

助役	市町村からの申請が利害に当たる、申請は政府が認めたとして工事を執行せます。
17番	今年度に何件申請されたか、又どちらの工事が執行されたかを記入して下さい。
助役	建設局関係田大山、経済局関係工事箇所、前年度より持越しで経済局関係で交付済みあります。建設局関係が今度は以下分の申請はしてありません。
17番	申請が利害がなければ本件で計画して申請してやります。順調に工事を出来ると思うが、不順な場合はどうぞ。
副議長	8番早速して下さい。今までの工事は全部に問題はない。
助役	政府の補助についでは陳情令状かと思つてあります。ので今後努力されると思つてあります。
18番	佐賀下りも1000両が未執行になつたとのことですので、これが代々べきものがなつたのがどうから6月8日付で工事中止の旨前に申上付されましたが、大山の青木掘川の堤防決壊で、その下流が荒廢地になつたのであります。佐賀下の未執行の金を青木掘川の決壊補修工事に振り向けることは出来ない。
建設課長	振り向けて少し努力致しましたが、地域の夫で出来たつた。
19番	政府の方では、口をべくして佐賀下の近くに道路をやりたのとおこしてあります。下平郷沿いであります。今度が結果になりますが、青木掘川の工事は大山の工事と連絡
18番	青木掘川はどういう方法で執行せらる。

助役	決済の復旧であります文別の箇所が決済をいたと困ります 政府に全面的補修を次年度は申請しておこうかと思います
11番	収入の延滞金が約60万円となっており、これは今後も明確 になります。
助役	追加更正はあります。今までの実績を見て6月末までを 見越してあります。滞納利息は年々増加しております ので監督官によって徴収を増やすかもしれません。
12番	事務面で条例通りやつらうぢどろが、年々改善傾向
助役	今何回条例通りやつらうぢどろかと思われます。
12番	市営下の6,000井は済めさせ、赤道の1,800井、新に 大山地内道路復旧工事が5,000井となっております。全体 的に前々補助額より800井オーバーのようになって
13番	おります。また、市営下の6,000井は済めさせ、赤道 には7,000井で、大山に赤道地内の工事は1,800井、又 新の大山地内道路復旧工事補助として運送局より4,000 井にせつりあります。差額は500井の済めさせております。
副議長	暫休憩致します(午後1時47分)
"	再開致します(午後1時51分)
"	14番の出席を報告致します
13番	負担軽減の動議を提出致します 賛成50票があつた
副議長	只今、初議は行定の賛成者がおりましたので、或立改 りあります。立場取扱いを

副議長	奥議なしと。平がもうあり。かの間、日本が運送を請ひて 御異議がなければ、復縫を打ち込めてに致します。
11. 計論	討論に入ります。かの間、日本が運送を請ひて、日本が運送 する略の事がありります。
"	御異議がなければ認め、討論省略致します。
"	では、議第7号1962年度並野湾村入出港料更正
12. 計算	予算につりきを表決に付します。
"	原来に御異議ありませんから、原案通り可決を致します。
13. 計算	奥議なしと。平がもうあり。かの間、日本が運送を請ひて、日本が運送 する略の事がありります。
"	御異議がなければ認め、議第7号1962年度並野湾 村入出港料更正予算につきを原案通り可決を致し ます。
14. 休憩	午前10時15分終ります。午後は2時半再開致します
"	休憩致します(午後1時10分)
"	再開致します(午後2時34分)
"	議長交代致します。議長がおられぬため、議長としておつとめます。
議長	休憩後、議會に入ります。
"	休憩致します(午後2時35分)
"	再開致します(午後4時)
15. 会	午後4時でおられます時間延長をされりと思ふが、御異 議ありませんか。
議長	奥議なしと。平がもうあり運送を請ひて、日本が運送 する略の事あります。
"	御異議がなければ認め、時間延長致します。

議長	暫休憩致します(午後4時5分)
"	再開致します(午後4時25分)
"	日程第2議案市と宜野湾村を宜野湾市にすることについても 上提出します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の説明を求めます。
村長	只今事務局が読み上げた理由にちなんで通り本村の人口が 3万を越え、しかも30人以上の割合が都市の形態となり してから、宜野湾村が昇格するには、どうでも市に昇格する 以外に何かの村民の声もありますので、今度提案され りはその下並んで御審議の程をお願い致します。
議長	質疑を頑張ります。
"	暫休憩致します(午後4時30分)
"	再開致します(午後4時31分)
19	番本条件については、住民の多年ぶりの願望であり、又法令で かねてこなされており、一時期間に亘り論議しきつてか りますので、質疑打ち切りの動議を提出致します。
議長	賛成との手がかりあり。
議長	只今、動議が竹達と賛成者がありますので、動議は成 立つありますが、反対意見がござります。
"	異議なしと手がかりあり。
"	御異議がござりで、質疑を打ち切りに致します。
"	暫休憩致します(午後5時18分)
"	再開致します(午後5時19分)

	議長 計論に入り
8. 番	本事件については我々が2.3年前から願望にて未だに叶 かず又村長先生にて是非1日も早く市に昇格しないとの方 がお預けとなりました。本事件についてちゆうさうする が最も早く同時に我々が取りて来た方法と致しまして 虹之郷はこれまで、地元町村より合併促進され、市に昇 格することにおいて翌日から取組んで行なうと申すの 希望も持っております。内閣から、すべては云々尽され すみやかにこの事件に賛成致しまして、1日も早く願望が 遂げられようと、諸手を挙げて賛成する所であります。
議長	只今賛成の意見であります。次にあらゆる人が、なければ 討論を打ち切りたいと思う。
"	異議なしとおがきあります。
"	御異議がない下で、討論を打ち切ります。
"	では議事第6号立野瀬村を立野瀬市にするにつき(2)
"	を表決に付します。
"	原来に御異議ありません。
全員	異議なしとおがきあります。
議長	御異議がない下で、全会一致で議事第6号立野瀬村を 立野瀬市にするにつき(2)を原案通り可決を致し ます。
"	暫休憩致します(午後5時25分)。
"	再開致します(午後5時40分)
8. 番	緊急動議を提出致します立野瀬村の市昇格実現方に

議長 それで行政主席並びに立法院議事に促進方陳情決議
いたいたいので、皆様の御賛同を得たい
賛成をよろしくお願いします。(19番)

議長 今勧議の許可が賛成がありましたので、次にあ
ります。御異議ありませんか? 事件にて、日程に追加
され、御異議あります。緊急を要すと事件にて、日程に追加
され、御異議あります。緊急事件にて、日程に追加するに
致ります。
日程第3議題を立候本村の年昇格実現方陳情決
議につきを上取ります。
書記をして朗讀せしめます。
提案者の説明を求める
8番 現在立法院にあって、市町村自治法の一部改正の
審議中でありますので、行政主席並びに立法院議
事に住民の願望、地方自治の振興を促進する際召し
特別の御取引計画を賜りますように、村民を代
表して陳情したりの下、立法院御審議の程をお詫ね
致します。
議長 傷疑を求めます。
傷疑者は略々声が良いです。
異議なし。よろしくあります。
8番 衆議院議長が付けて、傷疑討論を省略致します。

議長 下付決議案に立候事の実現が陳情決議にて
 エモ表決に付けます。御里議案を了承せん
 " 原案は御里議案をせん
 全員 議案はいと。平が、さく復活クリアしておいて、議案に立
 て御里議案の下、全会一致で決議案に立候事の
 実現が陳情に立つてを原案可決を送致します。
 " 提出の時期いつでありますか改めます。
 8番 明日午前中の方を希望と思う。
 議長 御里議案をせんが、原案に付けます。に
 議案はいと。平が
 " 御里議案がいと。明日午前10時より役所にて
 参集願います。
 " 付議事件は全部終了しております。
 " お詫びします。立候事の議規則第8条の規定
 6番 によつて、会期を本日で打ち切りたがふが、御里議
 ありせんが、立候事の議規則第8条の規定
 会議はいと。平が、明後日午後3時を立候事の会期と
 " 御里議案がいと認め本日を以て会期を打ち
 ます。(午後5時47分)
 " 再開致します(午後5時49分)
 " 本件は以上立候事の議規則第8条の規定
 教育は、省略(2月内)とし、但して御里議案を立
 ておきたい。閉会(午後5時50分)

上記會議の次第口書記の記載したものであるが、そり内容の
正確性を証するに、ここに署名する

1962年4月5日

宜野湾村議会議長 嶋崎健郎

宜野湾村議会副議長 仲本正重

議事録書記 中山勝農

監査委員 当山伸太郎 **當**

議事録書記 中山勝農

議事録書記 中山勝農